本号で公布された法令のあらまし

◇**農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律**（法律第二三号）（農林水産省）

一　農業改良資金助成法の一部改正関係

1　法律の題名を「農業改良資金融通法」に改めることとした。（題名関係）

2　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、次に掲げる業務を行うことができることとした。（第三条関係）

㈠　農業者又はその組織する団体（㈡において「農業者等」という。）に対し、農業改良資金の貸付けを行うこと。

㈡　農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

3　政府は、公庫が2の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができることとした。（第九条関係）

4　貸付金の限度、担保又は保証人、一時償還、支払の猶予、違約金、特別会計、事務の委託、政府貸付金の額等、一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理及び納付金の規定を廃止することとした。（旧第四条、第六条及び第九条～第一六条関係）

二　農業経営基盤強化促進法の一部改正関係

政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、公庫が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができることとした。（附則第八項～第一二項関係）

三　農業信用保証保険法の一部改正関係

独立行政法人農林漁業信用基金が行う融資保険の対象者に、銀行その他の政令で定める金融機関を追加することとした。（第六六条関係）

四　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、二については公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日、三については公布の日から施行することとした。

◇**農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第一二〇号）（農林水産省）

1　独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象となる金融機関として銀行、信用金庫及び信用協同組合を定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

法律第二十三号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律

（農業改良資金助成法の一部改正）

第一条　農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業改良資金融通法

第一条中「当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて」を「の融通に関する措置を講ずることにより、」に改める。

第三条を次のように改める。

（公庫が行う貸付け）

第三条　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）に対し、農業改良資金の貸付けを行うこと。

二　農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第八条第二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

2　前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。）」とあるのは「除く。）及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「、別表第二第二号に掲げる業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業改良資金融通法第三条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。

3　第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二項第一号、第十九条第一項第八号、第三十二条第二項及び第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号及び第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第十九条第一項第八号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。

第四条を削る。